【福島県】栄養士免許等の申請に係る必要書類について

※ 申請時に本人確認をいたしますので「身分証明書」をお持ちください。

□ 新規に栄養士免許を福島県へ申請する場合

原則住所地に申請する。

【栄養士免許申請】

	栄養士免許申請書（第１号様式）
	福島県収入証紙　5,800円分　※ 貼らずにお持ちください。
	下記のいずれか　※ 発行日から６か月以内のもの。 ・「戸籍抄本」若しくは「戸籍謄本」、又は本籍地等が記載された「住民票」 ※ 住民票は本籍地又は国籍等が記載され、マイナンバー、住民票コードが記載されていないもの。 ※ 住民票の場合、申請書記載の住所と住民票の住所が一致すること。 ※ 卒業証明書、履修証明書から氏名が変更している場合は住民票不可。
	卒業証明書　※卒業証書不可。
	履修証明書　※成績証明書不可。

福島県登録に限る。（福島県以外の場合、登録されている都道府県へ申請してください。）

□ 名簿登録事項（氏名・本籍地都道府県名・性別）を変更した場合

□ 免許証の原本がある場合

【名簿訂正・書換え交付申請】

	栄養士名簿訂正・免許証書換え交付 申請書（第２号様式）
	福島県収入証紙　3,400円分　　※ 貼らずにお持ちください。
	「戸籍抄本」又は「戸籍謄本」　※ 発行から６か月以内で従前戸籍が記載されたもの。
	栄養士免許証
	★ 変更が生じた日から30日を過ぎて申請する場合「遅延理由書」

□ 免許証を紛失（内容が確認できない汚損・破損含む。）した場合

【名簿訂正・再交付申請】

	栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書（第２号様式）
	栄養士免許証再交付申請書（第４号様式）※申請書の項目２「免許証記載事項」は名簿訂正前の内容を記入。
	福島県収入証紙　3,700円　※ 貼らずにお持ちください。
	「戸籍抄本」又は「戸籍謄本」（外国籍の方は住民票※個人番号、住民票コードの記載のないもの） ※ 発行から６か月以内で従前戸籍が記載されたもの。
	★ 汚損、破損の場合「栄養士免許証」
	身分証明書
	★ 変更が生じた日から30日を過ぎて申請する場合「遅延理由書」

□ 免許証を紛失（内容が確認できない汚損・破損含む。）した場合

【再交付申請】

	栄養士免許証再交付申請書（第４号様式）
	福島県収入証紙　3,700円　※ 貼らずにお持ちください。
	★ 汚損、破損の場合「栄養士免許証」
	身分証明書

《名簿訂正内容が複数回にわたる場合》

・現在の戸籍謄本等により変更前から現在の戸籍に至る経過を確認できない場合は、経過のわかる戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍等を併せて添付すること。

《免許証の紛失等により登録年月日及び登録番号が不明な場合》

・登録内容の開示には身分証明書の確認が必要となりますので、電話等での対応はできません。

・登録内容は福島県庁へ問合せが必要なため、確認に時間を要する場合がありますので御了承ください。

《備　考》

・ 福島県収入証紙は、郡山市保健所３階食品衛生協会でも販売しています。

・ 身分証明書は原則写真付き(運転免許証、マイナンバーカード、旅券等)とし、その他は複数の確認が必要となります。

・ 原則、申請や免許証の受け取りは本人ですが、代理人の場合は申請者の身分証明書の写しが必要です。
併せて代理人の身分証明書を確認します。